

## 令和 2 年度第 12 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 27 分
2. 開催場所 三次市役所 6 階 602, 603 会議室
3. 出席委員(18 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 加藤 好隆	6 番 河本 研二	7 番 木原 孝行	8 番 寺重 茂晴
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 廣瀬 勝秀	14 番 福田 博之	16 番 箕田 英紀	17 番 向井 泰治
18 番 横田 和彦	19 番 吉森 法和		
4. 欠席委員(1 人)

15 番 松山 和登
5. 議事日程
  - 報告第 41 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）
  - 報告第 42 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）
  - 報告第 43 号 非農地証明願承認
  - 報告第 44 号 農地転用（農業用施設）届出
  - 議案第 60 号 農地法第 3 条
  - 議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項
  - 議案第 62 号 農地転用事業計画変更
  - 議案第 63 号 農用地利用集積計画
  - 議案第 64 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
  - 議案第 65 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定
  - 議案第 66 号 令和 3 年度農作業労賃等標準額(案)情報
6. 農業委員会事務局職員
  - 上岡係長 長谷川主任
7. 会議の概要
  - 係 長 只今から令和 2 年度第 12 回三次市農業委員会総会を開会いたします。  
橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。  
  
(橋本会長あいさつ)
  - 係 長 それでは会議に入ります。  
これからは三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。
  - 議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。  
本日の出席委員数をご報告いたします。  
只今の出席委員は 18 人であります。  
松山委員から体調不良のため欠席という連絡を受けています。

18人の出席でありますので総会は成立いたします。  
本日の議事録署名者に大前委員，河本委員の両名を指名いたします。  
よろしく願いいたします。  
それでは令和2年度第12回三次市農業委員会総会を開会します。  
本日の日程について事務局から説明を求めます。

係長 それでは本日の議事日程についてご説明いたします。  
報告案件が報告第41号から報告第44号までの4件です。  
議案が議案第60号から議案第66号までの7議案です。  
慎重にご審議のうえ，ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

議長 議事日程に従い報告第41号から報告第44号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第41号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について15件ご報告いたします。  
内容は2月10日までに利用権設定の解約の申出があったものです。  
詳細については議案書をご一読ください。

報告第42号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について4件ご報告いたします。  
内容は2月10日までに相続等による所有権移転の届出があったものです。  
詳細については議案書をご一読ください。

報告第43号「非農地証明願承認」について2件ご報告いたします。  
申請番号32，申請地が●●●●，非農地となった理由の2筆は年月日不詳にて耕作放棄，原野化し現在に至っています。  
また，1筆は年月日不詳にてため池を設置，現在に至っています。

申請番号33，申請地が●●●●，非農地となった理由は昭和49年頃から耕作放棄，原野化し現在に至っています。

報告第44号「農地転用（農業用施設）届出」について1件ご報告いたします。  
申請番号10，届出地が●●●●，面積が313㎡の内57.2㎡，届出人が●●●●さん，内容は農業用倉庫の建築です。  
報告については以上です。

議長 報告第41号から報告第44号を報告いたしました。  
報告4件について質問があればどうぞ。

（質疑なし）

議長 議案第60号「農地法第3条」について事務局から順次説明を求めます。

係長 議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請」について10件，ご説明申し上げますのでご承認いただきますようよろしく願いいたします。

申請番号 84, 申請地が●●●●, 面積の合計が 2,222 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●さんで  
経営面積は 26,838 m<sup>2</sup>です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない  
ため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 委員から意見を預かっておりますので読み上げます。

申請地は譲渡人が高齢のため耕作ができなくなり, 後を引き継ぐ人もなく, 申請地  
の管理も困難であるため, 耕作地の近くに住む譲受人に所有権移転を希望されます。

譲受人は今後, 酒米を作る予定です。

周辺農地に支障を生ずる恐れはありませんので, 審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号 84 を決めます。

次に申請番号 85 の説明を求めます。

係 長 申請番号 85, 申請地が●●●●, 面積の合計が 1,025 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●さんで  
新規営農です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない  
ため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 委員から意見を預かっておりますので読み上げます。

申請地は譲渡人が高齢のため耕作ができなく, 後を引き継ぐ人もなく, 申請地の管  
理も困難であるため, 所有権移転を希望されています。

譲受人は近くに住み, 父親の農機具を借り耕作する予定です。

また, 周辺農地に支障を生ずる恐れはありませんので審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号 85 を決めます。

申請番号 86 と申請番号 87 は関連がありますから合わせて議案としたいと思います。  
事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 86 と申請番号 87 の譲受人が●●●●さんで, 経営面積は 8,525 m<sup>2</sup>です。

申請番号 86, 申請地が●●●●, 面積の合計が 2,220 m<sup>2</sup>です。

申請番号 87, 申請地が●●●●, 面積の合計が 799 m<sup>2</sup>です。

本 2 件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請番号 86 ですが, 譲渡人は当申請地を自己管理しておられましたが, 高齢になられ管理も難しく, 譲渡したいということで申請をされました。

譲受人は当農地に近く, 今後稲作管理をされていくものと認められます。

譲受人の農地はすべて適切に管理されており, 周辺農地もすべて稲作, 畑作をされており支障はないものと考えられます。

続いて申請番号 87 ですが, 譲渡人は当農地を地元農家の方と利用権設定をされていましたが, 契約が解除された農地です。

高齢になられ管理が難しいため申請をされます。

譲受人は当農地に近く, 所有権移転後は, 湿地であり鳥獣害もあるので対策をされ, 果樹を植えられて管理されます。

譲受人の農地はすべて適切に管理されております。

周辺農地はすべて稲作, 畑作されており, 支障はないものと考えられます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号 86, 87 を決めます。

次に申請番号 88 の説明を求めます。

係 長 申請番号 88, 申請地が●●●●, 面積の合計が 5,723 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●さんで経営面積は 7,608 m<sup>2</sup>です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人は, 譲受人の祖母にあたります。

譲受人は 5 年ぐらい前に農業をするという思いで, ●●に都会から帰ってこられて, 今現在アスパラガスと野菜を作られております。

祖母が, ●●の母宅に行かれたため, 譲受人がすべての農地を引き受け, これから先も多様な野菜を作りたいとの思いがあると聞いています。

これまでも適切に管理されていますのでこれからも同様に管理されます。

ご審議お願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 88 を決めます。  
次に申請番号 89 の説明を求めます。

係長 申請番号 89, 申請地が●●●●, 面積の合計が 2,549 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●さんで  
経営面積は 10,071 m<sup>2</sup>です。  
本件は別紙農地法第 3 調査書のとおり, 農地法第 3 第 2 各号には該当しないため,  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は高齢になられまして後継者の思案をしておられましたが, 自らの後継者と  
考えていた子どもさんとの間で, 後継者となることが確約されましたので譲受人として  
農地を譲り渡すことにされました。

譲受人の経営農地はすべて耕作されており, 所有する農機具及び農業に従事する状況  
から見て, 今後も農地の効率的な利用が図られるものと認められます。

また, 用水等については現状と変更はなく, 周辺農地についても支障を生ずる恐れは  
ないものと認められます。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 89 を決めます。  
次に申請番号 90 の説明を求めます。

係長 申請番号 90, 申請地が●●●●, 面積の合計が 3,733 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●さんで  
経営面積は 20,748 m<sup>2</sup>です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない  
ため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人はお父さんが亡くなった後, 土地の相続をされておりますが, すべての農地  
は法人又は譲受人に預けられ, 耕作を委託しているという状態です。

これから先, 後継ぎになる子どももなく, 本人も農業をするということはないだろ  
うという思いで, 今回, 譲受人に継続して耕作頂くことで譲渡されます。

譲受人は認定農業者でもあり, これから先も農地を守っていきたいという思いをさ  
れているので問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 90 を決めます。  
次に申請番号 91 の説明を求めます。

係 長 申請番号 91 は保留とします。  
理由は営農計画に不明な点があるためです。

議 長 次に申請番号 92 の説明を求めます。

係 長 申請番号 92, 申請地が●●●●, 面積の合計が 9,493 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●さんで  
新規営農です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない  
ため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 委員より意見を預かっておりますので読み上げます。

申請地は譲渡人が高齢と遠方のため耕作ができなくなり, 後を引き継ぐ人もなく,  
申請地の管理も困難であるため, 耕作地の近くに住む譲受人に所有権移転を希望され  
ています。

譲受人は農機具もあり周辺農地に支障を生ずる恐れはありませんので, 審議のほど  
よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 92 を決めます。  
次に申請番号 93 の説明を求めます。

係 長 申請番号 93, 申請地が●●●●, 面積の合計が 4,590 m<sup>2</sup>です。  
譲受人の●●●●さんは, 経営面積が 8,132 m<sup>2</sup>です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない  
ため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 委員から意見を預かっておりますので読み上げます。

申請地は譲渡人が高齢のため耕作ができなくなり, 後を引き継ぐ人もなく, 申請地  
の管理も困難であるため, 所有権移転を希望されています。

譲受人は農機具もあり, 今後の栽培作物はほうれん草の予定です。

周辺農地に支障を生ずる恐れはありませんので, 審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。  
議案第 60 号「農地法第 3 条」については保留した申請番号 91 を除き、申請番号 84 から申請番号 93 までを異議なしと決めます。  
議案第 61 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 61 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 5 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。  
申請番号 60、申請地が●●●●、面積の合計が 168 m<sup>2</sup>、譲受人が●●●●さん、内容は宅地拡張です。  
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請者は兄弟でございまして、この土地は道路がついた時に住宅を建てられて現在に至ります。  
住宅建設後に残地へ駐車場と進入路が造成されており始末書を提出されています。  
それ以外の残地は農地としては残っていますが、家庭菜園として野菜を作りたいという思いで、譲渡人から譲り受けられます。  
見てのとおり三角地で、耕作できるような土地ではないので家庭菜園ぐらいしかできない土地です。  
周囲に対して影響は何もありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め申請番号 60 を決めます。  
次に申請番号 61 の説明を求めます。

係 長 申請番号 61、申請地が●●●●、面積の合計が 36 m<sup>2</sup>、譲受人が●●●●さん、内容は宅地拡張及び墓地の整備です。  
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。  
墓地埋葬法許可見込みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 墓地への転用につきましては、既存の墓地が自宅の南、約 900 メートル先の山腹に

ありまして、これまでは徒歩で勾配の急な坂道を行き来しなければならず、墓参りや墓の管理が困難となっております。

将来の維持管理を考慮し居住地に近くて、利便性の良い申請地に、墓地を移設し、改装したいため申請されるものです。

次に宅地の拡張につきましては昭和●●年、自宅が狭いため増築工事を行いまして、農業委員会への申請はなく、隣接する地番●●●●の宅地と一体で自宅敷地として利用し現在に至っております。

この件に関しましては始末書が提出されております。

事後となりましたが先ほど申し上げました理由で、申請地を今まで通り宅地として利用したいため、この度、墓地へ転用申請するにあたり、同時に許可申請をされました。

なお、墓地の移転及び宅地拡張に転用することによる付近の土地、作物等に及ぼす影響はありません。

汚水、生活排水等は発生しません。

また雨水は自然流下をさせ、墓地移設の工事にあたっては周辺の地域に被害を及ぼさないよう万全の注意をされるそうです。

転用によって生ずる付近の土地、作物等に悪影響を及ぼすことはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め申請番号 61 を決めます。  
次に申請番号 62 の説明を求めます。

係 長 申請番号 62、申請地が●●●●、面積の合計が 1,186 m<sup>2</sup>、譲受人が●●●●さんで内容は太陽光発電設備の設置です。  
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。  
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 現地は国道●●沿いです。  
その左側に●●川があります。  
譲渡人は高齢のため、耕作されておりました。  
譲受人さんはここに太陽光発電を計画され、譲渡人さんが賛同のうえ譲り渡すことになりました。  
周辺農地に影響はないものと思われます。  
審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。



委員（異議なし）

議長 異議なしと認め申請番号 62 を決めます。

申請番号 63 と議案第 62 号「農地転用事業計画変更」申請番号 2 は関連がありますから合わせて議案としたいと思います。

事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 63 と議案第 62 号「農地転用事業計画変更」申請番号 2 は、事務所及び整備工場建築用地として平成 30 年 11 月 5 日付で農地転用を許可した事案に係るものです。

その内容は転用事業者である●●●●が、新たに事業用地を追加して駐車場を拡充しようとするもので、申請番号 63 はその新たな事業用地に関する申請です。

申請番号 63, 申請地が●●●●, 面積が 566 m<sup>2</sup>です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 この土地は先ほど説明ありましたように、平成●●年の●●月に農地転用の許可しております。

その時にこの土地も売買の話がありましたが、地主の方が売れないということで成立していませんでした。

その結果、一部の土地が残っていたのですが、今回売買契約が成立し、次期の事業計画と一体として進入路をつけて、駐車場、事務所、整備工場を作られるということです。

外周に対しては全部水路があり、写真の上方が●●川の河川道になります。

左手の方が国道です。

周囲に対しての影響はないと思われまます。

汚水は下水道が来ていますので接続し、雨水は側溝から●●川へ放流になります。

審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

委員（異議なし）

議長 異議なしと認め申請番号 63 と議案第 62 号「農地転用事業計画変更」申請番号 2 を決めます。

次に申請番号 64 の説明を求めます。

係長 申請番号 64, 申請地が●●●●, 面積が 202 m<sup>2</sup>, 譲受人が●●●●, 内容は建売住宅の建築です。

申請地は都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 この土地は前が道路で、周囲にも農地がなく、この土地だけ農地として残っていま

した。

今後も耕作もされないということで、今回、建売住宅1棟を建てられます。汚水は浄化槽で、反対側の道路側溝の方へ流れていくという形になります。周囲に対しても影響ございません、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 （異議なし）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。  
議案第61号「農地法第5条第1項」申請番号60から申請番号64まで、及び議案第62号「農地転用事業計画変更」申請番号2を異議なしと決めます。  
議案第63号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第63号「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。  
恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。  
170ページをお開きください。  
最下段の「申請番号811-181」について申請者から、使用貸借の期間を3年間から2年間に変更する旨の申出がありました。  
ついでには終期が令和6年3月31日となっておりますが、令和5年3月31日に訂正してください。  
194ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。  
農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が276件で1,180,347.47㎡、農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が38件で164,538.00㎡、合計が314件で1,344,885.47㎡です。  
各申請については議案書をご一読ください。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 143ページの803-331ですが、譲受人が●●●●さんになっていますが、先日亡くなられ氏名の変更は出ていますか。

係 長 説明申し上げます。  
こちらは10月10日から2月10日の間に受け付けをさせて頂いた申出です。  
利用権設定申出書によって入力させていただいたので、まだ亡くなられたことについての申出、申入れ、解約等、名義等の変更について申出がありませんので、そのまま掲載させていただいています。

議 長 それでは議案第63号農用地利用集積計画について異議ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 63 号「農用地利用集積計画」について承認することに決めます。

議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について，適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳については，198 ページをお開きください。

1 件目，室谷地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である農事組合法人むろだにに農地一筆 1,374 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

続いて 2 件目，200 ページをお開きください。

石原地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である農事組合法人高幡に農地 2 筆 2,250 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

続いて 3 件目，204 ページをお開きください。

志和地地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である農事組合法人志和地に農地 3 筆 7,939 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸をするものです。

続いて 4 件目，207 ページをお開きください。

志和地地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である●●●●氏に農地 1 筆 940 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸をするものです。

続いて 5 件目，210 ページをお開きください。

志和地地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である●●●●氏に農地 11 筆 22,963 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

続いて 6 件目。214 ページをお開きください。

灰塚地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である農事組合法人はいづかに，農地 13 筆 59,700 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

続いて 7 件目，218 ページをお開きください。

上川立町において担い手である株式会社奥平農事業に，農地 6 筆 15,171 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸をするものです。

続いて 8 件目，221 ページをお開きください。

本郷西野地区において作成されている人・農地プランに基づき，担い手である農事組合法人広島中央農産に，農地 11 筆 18,486 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸をするものです。

続いて，225 ページをお開きください。

布野町において担い手である●●●●氏に，農地 1 筆 2,338 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸をするものです。

最後に 10 件目，228 ページをお開きください。

廻神町において担い手である農事組合法人神杉農産組合に，農地 34 筆 48,548 ㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸をするものです。

説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第 65 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 65 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく地区指定に係る事務処理規程」により、農地法第 3 条許可に係る、別段の面積を 1 アールとする区域を変更しようとするものです。

●●●●、●●●●の 2 筆は、農地法第 3 条許可 (令和 2 年 2 月 5 日付け、三次農委指令第 29 号) により、当該事務処理規程に定める、空き家に付随する農地との要件を満たさなくなったため、設定区域から外そうとするものです。

これに伴い本規定に基づく設定区域はなくなります。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは議案第 65 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 65 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について承認することに決めます。

議案第 66 号「令和 3 年度農作業労賃等標準額 (案) 情報」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 66 号「令和 3 年度農作業労賃等標準額 (案) 情報」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は農地法第 52 条の規定に基づき「令和 3 年度農作業労賃等標準額」を定めるとともにこの情報を提供しようとするものです。

標準額の検討に当たり、近隣他市町や農協等関係団体の動向を調査したところ、何

れも顕著な変更はありませんでした。

この間大きな社会変動は認められないため、標準額については本年度の額を踏襲するとともに、この間寄せられた農業者のご意見や役員会での協議内容を踏まえて注記等を一部調整し立案したものです。

続いて、注記等に係る主な変更点についてご説明します。

先ず「機械の持込責任が受託者にある」ことについて、以前は作業毎に記載していましたが下段欄外にまとめて明記しました。

次に機械の「搬入運賃が別料金である」旨の記載について、従来コンバインについてのみ記載していましたが近年の農業機械の大型化を踏まえ、大型機械全般に適用することとし、稚苗、生籾等の運賃と合わせ「別料金である」旨、欄外へ記載しました。

また、農薬散布に係る「ドローン等の作業料金」については、双方で協議されるよう備考欄に明記しました。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 66 号「令和 3 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 66 号「令和 3 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について承認することに決めます。

議 長 以上で本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

以上で本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回の総会は 4 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室及び 602 会議室で開催する予定です。

以上で令和 2 年度第 12 回農業委員会総会を終了します。